

議案第14号

飯能市教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する
条例（案）

飯能市教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和53年条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝